

別紙

「入れ墨」をしている選手（高校生以下）の大会等における取扱いについて（通知）

1. 趣旨（目的）

「入れ墨」に関しては、社会全般において公序良俗に反する可能性、また柔道の品位・品格を害する虞れ、さらには、青少年の教育的観点等から多くの懸念が指摘されているところである。こうした現状を踏まえ、当面、「入れ墨」をしている高校生以下の選手の大会出場について、取扱いを下記のとおり定めたので周知徹底を図られたい。

2. 「入れ墨」の定義

本通知にいう「入れ墨」とは、「刺青（しせい）」、「タトゥー」のいずれも、彫り物（身体を傷つけることで模様を残す行為）をするという点において本質的に変わるところはないことから、「刺青」及び「タトゥー」の双方を含み、模様、大きさは問わないものとする。

3. 出場が禁止される大会

下記大会においては、「入れ墨」をしている選手は、出場できないものとする。

- ① 全国少年柔道大会
- ② 全日本少年少女武道錬成大会
- ③ 全国小学生学年別柔道大会
- ④ マルちゃん杯全日本少年柔道大会
- ⑤ 全国中学校柔道大会
- ⑥ 近代柔道杯全国中学校柔道大会
- ⑦ 全国高等学校総合体育大会（インターハイ）柔道競技大会
- ⑧ 全国高等学校柔道選手権大会
- ⑨ 全日本カデ柔道体重別選手権大会
- ⑩ 全日本ジュニア柔道体重別選手権大会（高校生）
- ⑪ 国民体育大会柔道競技（少年男子・女子の高校生）

4. 経過措置期間等

平成30年（2018年）4月以降、上記大会に「入れ墨」をしている選手は、出場できないこととする。ただし、それまでの間は、当該選手の出場をできる限り自粛させることとし、やむを得ず出場させる場合は、Tシャツ、包帯、テーピング等で隠すなどの所要の措置を取って出場を認める。

5. 例外措置

次の場合は、例外措置とし経過措置期間にかかわらず、所要の措置をることにより出場を認める。

- (1) 地域、民族の風習等によると認められる場合
- (2) その他、本人の積極的な意思によらず「入れ墨」が施されたと認められる場合

以上